

北空知圏学校給食組合議会  
令和4年第1回臨時会議事録

1. 招集日時 令和4年10月26日(水)午後3時55分
2. 招集場所 北空知圏学校給食センター2階研修室
3. 出席議員 8名
  - 1番 小田 雅一 君
  - 2番 田畑 陽美 君
  - 3番 松本 雅祐 君
  - 4番 太田 幸一 君
  - 5番 広田 毅 君
  - 6番 金子 利生 君
  - 7番 尾崎 圭子 君
  - 8番 長野 時敏 君
4. 欠席議員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 説明のため出席した者の職氏名
  - 組合長 深川市長 山下 貴史 君
  - 教育長 深川市教育長 吉村 理明 君
  - 監査委員 深川市監査委員 金山 泰明 君
7. 組合長の委任を受けて、説明のため出席した者の職氏名
  - 副組合長 妹背牛町長 田中 一典 君
  - 副組合長 秩父別町長 澁谷 信人 君
  - 副組合長 北竜町長 佐野 豊 君
  - 副組合長 沼田町長 横山 茂 君
  - 事務局長 武井 博道 君
8. 本会議の事務に従事するために出席した者の職氏名
  - 書記長 堀田 健人 君

(開会 午後3時50分)

○議長(太田幸一君)

ただいまから、令和4年第1回北空知圏学校給食組合議会臨時会を開会いたします。

○議長(太田幸一君)

ただ今の出席議員数は、8名であります。

出席議員が定足数に達しておりますので、令和4年第1回北空知圏学校給食組合議会臨時会は成立いたしました。

○議長(太田幸一君)

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり)

異議なしと認め、これより本日の会議を開きます。

◎日程第1

○議長(太田幸一君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には北空知圏学校給食組合議会会議規則第46条の規定により、1番 小田議員 6番 金子議員を指名します。

○議長(太田幸一君)

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。堀田書記長。

○書記長(堀田健人君)

ご報告申し上げます。

はじめに、本定例会に付議されます事件は、組合長から提出がありました議案4件であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。以上で報告を終わります。

◎日程第2

○議長(太田幸一君)

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり)

異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。

### ◎日程第3

#### ○議長（太田幸一君）

日程第3 議案第4号「北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山下組合長。

#### ○組合長（山下貴史君）

それでは、ただ今議題となりました議案第4号「北海道市町村総合事務組合規約の変更に伴う専決処分の承認について」提案理由を申し上げます。

議案2ページをお開きください。

本件については、令和4年4月1日に設立された「上川中部福祉事務組合」から、北空知圏学校給食組合が加盟しております、「北海道市町村総合事務組合」へ加入申し出が行われたことに伴い、「北海道市町村総合事務組合」の規約の一部を変更する必要が生じ、規約変更のためには、一部事務組合を構成する関係地方公共団体の協議によりこれを定め、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますが、協議申入書の提出期限までに、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、「北海道市町村総合事務組合」規約の一部を変更することについて、「地方自治法第179条第1項」の規定に基づき、令和4年6月20日付で専決処分したもので、同第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

以上、「北海道市町村総合事務組合規約の変更に伴う専決について」説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長（太田幸一君）

これより議案第4号について質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第4号を採決いたします。

本件について、原案とお承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第4号は承認することに決定しました。

### ◎日程第4

#### ○議長（太田幸一君）

日程第4 議案第5号

「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約の専決処分の承認について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山下組合長。

**○組合長（山下貴史君）**

ただ今議題となりました、議案第5号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に伴う専決処分の承認について」提案理由を申し上げます。

議案4ページをお開きください。

本件については、令和4年4月1日に設立されました「上川中部福祉事務組合」から、北空知圏学校給食組合が加盟しております、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」へ加入申し出が行われましたことに伴い、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の規約の一部を変更する必要性が生じ、規約変更のためには、一部事務組合を構成する関係地方公共団体の協議によりこれを定め、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますが、協議申込書の提出期限までに、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」規約の一部を変更することについて、「地方自治法第179条第1項」の規定に基づき、令和4年6月20日付で専決処分したものであります。同第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

以上、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に伴う専決処分について」ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（太田幸一君）**

これより議案第5号について、これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第5号を採決いたします。

本件について、原案とお承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第5号は承認することに決定しました。

**◎日程第5**

**○議長（太田幸一君）**

日程第5 議案第6号

「令和4年度北空知圏学校給食組合会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。武井事務局長。

**○事務局長（武井博道君）**

議案第6号 「令和4年度北空知圏学校給食組合会計補正予算（第1号）の専

決処分の承認について」提案理由を申し上げます。

議案 6 ページ、専決処分書をご覧ください。

専決第 3 号は、令和 4 年度北空知圏学校給食組合会計補正予算（第 1 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したものであります。

7 ページ、補正予算をご覧ください。

令和 4 年度北空知圏学校給食組合会計補正予算（第 1 号）は、第 1 条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 8 7 万 4 千円を追加し、予算の総額を 2 億 7, 1 3 7 万 4 千円とするものであります。

初めに、歳出予算について説明申し上げます。

11 ページをお開きください。

4 款 業務費、1 項 業務費、1 目 学校給食費、説明欄、会計年度任用職員給与 1 8 7 万 4 千円の増額は、令和 2 年度・令和 3 年度において会計年度任用職員に支給した期末手当の「賞与支払届」について、本年 6 月に支給した期末手当の「賞与支払届」とあわせて、本年 7 月に日本年金機構砂川年金事務所へ提出したところ、総額で 2 0 8 万 2 千 8 円の社会保険料を 8 月 1 日までに支払う必要が生じたものであります。

次に、戻りまして 10 ページをお開きください。

歳入予算について説明いたします。

今回の補正に係る財源といたしましては、3 款 繰越金 1 項 繰越金 1 目 繰越金 前年度繰越金 1 8 7 万 4 千円により対応するものであります。

歳出の説明で申し上げましたとおり社会保険料の支払いにあたり、納付期限までに、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、補正予算について、「地方自治法第 179 条第 1 項」の規定に基づき、令和 4 年 7 月 25 日付で専決処分したもので、同第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

以上、令和 4 年度北空知圏学校給食組合会計補正予算（第 1 号）の専決処分について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（太田幸一君）

これより質疑に入ります。

松本議員。

○3 番（松本雅祐君）

それでは私から議案第 6 号「令和 4 年度北空知圏学校給食組合会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について」大きく分けて 4 つ聞かせていただきます。

まず 1 点目、今ご説明ありましたが、今回の件は令和 2 年から令和 4 年

にかけて会計年度職員の期末手当を支給しているにも関わらず、その届出を日本年金機構砂川事務所に届け出ていなかったという事が判明して、納期限が迫っていたので今回の専決処分をしたという内容だと私は捉えております。そのうえで、なぜ今回このような事件が起きたのかその経緯についてお聞かせ下さい。また、届出の未提出が判明したのがいつなのか、未提出が分かってから7月29日に納付したと参考資料に書いてありますが、その間の経緯についてお聞かせ下さい。

2点目でございます。2点目は、専決処分を行ったことについてお伺いします。この度の専決処分を行った経緯ですが、本来であれば臨時会を開催し議案を提出、議会に諮り、承認を受け、執行する過程が必要であったと私は考えております。なぜ臨時会を開催しなかったのか、臨時会の開催を協議されたのか、この辺をお聞かせください。2点目としましては、議案書の6ページには今回の専決処分は地方自治法179条第1項の規定により専決処分をするということでありました。しかし一方で私が調べました「北空知学校給食組合の専決処分事項の指定について」とこれは規約集に書いてありますが、ここには地方自治法第180条の第1項の規定に基づき専決処分ができるという風な表示もされております。今回の専決処分は、この180条でいうとどの項目に当てはまるのか混乱してるので、専決処分の地方自治法の捉え方についてお聞かせください。

大きい3つ目としましては、専決処分された金額についてでございます。参考資料では今説明ありましたように、社会保険料は208万2千8円を納付したとありますけども、議案書には187万4千円ということで金額に差があります。どうして差額が出るのか説明をお願いいたします。同じく、大変大きな補正額となっておりますが8ページ、先ほどありましたけども、繰越金が1千円で今回の補正額が187万4千円ということで提示されてます。この提示自体はいいのかもしれませんが繰越金がいくらあるのかという表示も無い中で、今回の会計処理をされたというところでは、会計に影響が無いのか、その辺をお聞かせください。そして、影響という部分では今回の件は令和2年度と3年度に関わることであります。この令和2年度3年度は、決算は承認されました。ただこういうことが起きていた、保険料を支払っていなかったということであれば、決算書になにかしらのことが出てくるのではないかと、起こるのではないかと思ったのですが令和2年度3年度の決算書はそのまま承認されました。という意味ではどう処理されたのか、なぜ影響が出なかったのかお聞かせください。

最後4点目でございますが、この北空知圏学校給食組合は、なにより安全安心が求められ、子供たちの成長に大きく寄与しております。そしてなにより信頼されるべき組合でなくてはならないと思っております。今回の補正予算の決算処理は、私は市民町民の皆さまから見ますと不祥事とは言い過ぎかもしれませんが

んが、そうとらわれかねないことだと思っております。ですから、今回の責任の所在と今後の対応をどのように考えているのかお聞かせください。

以上4点です。

#### ○議長（太田幸一君）

ただいま松本議員から大きく4点に亘って質問がありました。答弁願います、武井事務局長。

#### ○事務局長（武井博道君）

松本議員から、「北空知圏学校給食組合会計補正予算の専決処分の承認」について、4点ご質疑をいただきましたので、順次お答えいたします。

はじめに、1点目「なぜ今回の事件が起きたのか」、「届出の未提出が判明したのがいつなのか、未提出がわかってから7月29日の納付までの間の経緯」についてお答えいたします。

今回、補正予算の専決処分により支出したのは、会計年度任用職員の社会保険料で、支出科目は共済費になります。

会計年度任用職員については、令和2年4月1日に施行された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、当組合の当時の臨時職員、及び、非常勤職員について、令和2年4月より会計年度任用職員として雇用することになったものでございます。臨時職員、及び、非常勤職員が会計年度任用職員となったことにより、給与体系において変更となった部分を申し上げますと、これまで毎月支払っていた賃金・報酬について、月額報酬になったほか、あらたに年2回、6月と12月に期末手当を支払うこととなりました。

社会保険料に関しまして、毎月支払う報酬については、4月・5月・6月の給与・手当の額を基に日本年金機構へ提出する「報酬月額算定基礎届」を基に社会保険料が算定されます。

また、会計年度任用職員の期末手当のように、支給が年3回以下のものは、「賞与支払届」を提出することにより算定される社会保険料を納付することになり、今回の事案につきましては、令和2年度・令和3年度において、この「賞与支払届」の提出を怠っていたことによるものになります。

この「賞与支払届」未提出の判明ですが、本年6月14日に支給した期末手当にかかる、「賞与支払届」について提出準備のため、前年に提出した「賞与支払届」を参考に作業しようとしたところ、「賞与支払届」が見当たらなかったことがきっかけでございます。

この前年における「賞与支払届」が見当たらなかったことで、社会保険料に関する一連の書類を点検したところ、令和2年度・令和3年度において「賞与支払届」が提出されておらず、期末手当にかかる社会保険料も支出されていないことが判明しました。

この「賞与支払届」が提出されていなかったことについて、提出先であります日本年金機構砂川年金事務所へ状況を報告し相談したところ、本年6月14日に支給した期末手当にかかる「賞与支払届」と併せて、令和2年6月・12月、令和3年6月・12月に支給した期末手当にかかる「賞与支払届」を提出するよう指示を受けたもので、この届出は7月7日に提出しております。

砂川年金事務所の方からは、令和2年・令和3年の「賞与支払届」提出により、支払いが必要になる社会保険料は令和4年8月1日が納付期限となること、金額については、年金事務所では200万円を若干上回ると試算しておりますが、正式な額は、日本年金機構北海道事務センターから郵送される「納入告知書」により確認するようとのことで、その「納入告知書は」7月の最終週に届くことをお聞きしております。

この、砂川年金事務所の試算として200万円を若干上回るとお聞きした社会保険料支払いについて、令和4年度予算では支払が困難なことから、内部協議を行ったところ、補正予算により対応し、支払うことが適当と判断したところがあります。支払いに関しまして、支払額が判明する日本年金機構北海道事務センター発行の「納入告知書」は7月の最終週に届くとお聞きしていたところで、補正予算につきまして、臨時議会を招集し、議決をいただくには時間的余裕はないことから、補正予算の専決処分による支払いが適当であると判断し、準備を進めてきたところでもあります。

この、支払いに関しまして、日本年金機構北海道事務センター発行の「納入告知書」は7月21日付で発行され、当組合には7月25日に届いたもので、同日中に、補正予算の専決処分と支払い事務を行い、7月29日に支払いを終えたところでございます。

次に、ご質問の2点目「なぜ臨時会を開催しなかったのか、開催を協議したか」でございますが、保険料支払いについて内部協議を行った際、補正予算の取り扱いについても協議を行っております。

補正予算を臨時会においてご審議いただく場合、支払額について明確にする必要があると考えますが、支払額が分かるのは7月の最終週であり、その納付期限が8月1日であることから、地方自治法第179条第1項、「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当するものとして、専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきまして、議員ご案内の「北空知圏学校給食組合長の専決処分事項の指定について」、どの事項により専決処分されたのかというご質疑ございますが「北空知圏学校給食組合長の専決処分事項の指定について」は地方自治法第180条第1項「議会の権限に属する軽易な事項」について、特に指定したも

のについて専決処分をしたときに、専決処分した事項を議会に報告するとされているものでありまして、議案第 6 号は、地方自治法第 179 条第 1 項により専決処分を行い、議会に報告して、承認を求めるものでありますので、「北空知圏学校給食組合長の専決処分事項の指定について」指定されている 3 項目に該当するのではございません。

次に、ご質問の 3 点目参考資料の社会保険料 208 万 2 千 8 円の納付と、補正予算書、増額補正 187 万 4 千円の違いについてですが、令和 4 年 7 月 29 日に支払った社会保険料 208 万 2 千円 8 円は、7 月 21 日、日本年金機構北海道事務センターから発行された「納入告知書」により支払った額でありまして、内訳といたしまして、本年 6 月に支給した期末手当・報酬に対する社会保険料が 20 万 8 千 710 円、令和 2 年・令和 3 年の期末手当に対する社会保険料が 187 万 3,298 円でありまして、本年 6 月に支給した期末手当・報酬分の社会保険料は当初予算に計上されておりますので、令和 2 年・令和 3 年の期末手当に対する社会保険料支払いに必要な額として 187 万 4 千円を増額補正したものでございます。

次に、歳入予算、補正前の額 1 千円に対して 187 万 4 千円を増額していることの会計処理、会計への影響でございますが、歳入科目の繰越金につきましては、地方公共団体における決算上の剰余金について、地方自治法第 233 条の 2「各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。」との規定により、収入とするための科目でありまして、当初予算においては 1 千円を計上し、令和 3 年度の歳入歳出差引残額の内、社会保険料の支払に必要な 187 万 4 千円を増額補正したもので、会計への影響はないと考えてございます。

また、令和 2 年度・令和 3 年度の決算への影響でございますが、「賞与支払届」の提出を失念し、本来支払うべき年度において支出をしていないことは、率直に反省しなければならないと考えておりますが、「賞与支払届」を提出しなかったことにより、令和 2 年度・令和 3 年度における債務は発生しておりませんので、会計・決算への影響はないものと認識してございます。

次に 4 点目「責任の所在と今後の対応について」でございます。

繰り返しになりますが、「賞与支払届」の提出を失念していたことは、率直に反省しなければならないと考えておりまして、本来支出を行う年度ではない令和 4 年度会計において支出することになりましたが、社会保険料は納付期限までに支払を済ませたことから、社会保険料の対象である会計年度任用職員に不利益は生じてございません。

また、給食組合といたしましては「賞与支払届」の提出により算定された社会保険料を支払いましたが、金額につきましては延滞金などは発生しておらず、金銭的な損害は被っておりません。

「賞与支払届」の提出失念について、事務局の事務を総括する事務局長といたしましては、その責任を重く受け止め今後の事務処理にあたりたいと考えているところでありまして、本件につきまして組合長からは書類提出の失念について口頭注意と、今後において適切な事務の執行を行うよう指示を受けたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（太田幸一君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

無いようですので、これで質疑を終わります。

本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議ありません」の声あり）

異議なしと認め、議案第6号は、承認することに決定しました。

◎日程第6

○議長（太田幸一君）

日程第6 議案第7号

「北空知圏学校給食組合教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。山下組合長

○組合長（山下貴史君）

ただ今議題となりました議案第7号「北空知圏学校給食組合教育委員会委員の任命について」提案理由を申し上げます。

議案12ページをお開きいただきたいと思います。当組合の教育委員会委員であります石井美雪委員から本年9月30日をもって同職を辞職したい旨の申し出があり、北空知圏学校給食組合教育委員会において同意されましたので、その後任として新たに廣澤勉さんを教育委員として任命するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものがございます。

廣澤勉さんの生年月日及び住所については、お手元の議案の記載のとおりでございますが、昭和63年に妹背牛町役場に奉職され、平成26年4月からは妹背牛町教育委員会教育課教育グループ主幹、平成30年4月からは妹背牛町役場企画振興課長を務められ、本年10月に妹背牛町教育長に就任されております。

人格高潔にして識見豊かであり、教育委員として適任であると考えますので、よろしくご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（太田幸一君）

それではこれより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第7号を採決いたします。

本件について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第7号は、同意することに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（太田幸一君）

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、すべて終了しましたので、令和4年第1回北空知圏学校給食組合議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後4時28分閉会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

北空知圏学校給食組合議会

議 長

署名議員（1番）

署名議員（6番）